

直方市の公契約条例について

1 条例名

「直方市公契約条例」

平成25年12月20日施行（条例第28号）

平成26年4月1日以後に締結する公契約等から適用

2 目的

直方市が締結する公契約等に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

3 条例の適用範囲

- (1) 予定価格が5千万円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が1千万円以上の工事及び製造以外の業務委託契約のうち、直方市長が別に定めるもの
⇒予定価格に対して、人件費の占める割合が概ね7割以上の業務
- (3) 予定価格が1千万円以上の指定管理協定のうち、直方市長又は直方市教育委員会が必要であると認めるもの
⇒予定価格に対して、人件費の占める割合が概ね7割以上の公の施設の指定管理協定
- (4) その他、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの

4 労務報酬下限額

契約の種類	勘案基準
工事又は製造の請負契約	公共工事設計労務単価の80%に基づき定める1時間当たりの金額
業務委託・指定管理協定のうち、市長等が別に定めるもの	当該業務の標準的な賃金と認められる1時間当たりの金額 (直方市行政職給料表1級5号給を下回らない額)

※労務報酬下限額は、市長が毎年定め、3月末に告示

5 条例に基づく受注者及び受注関係者等の義務

発注者及び受注者が相互に対等平等であることを前提とし、発注者及び受注者が協力、共同して、直方市公契約条例の目的を実現する。

- ・受注者は労働者に対し、公契約条例が適用される契約であることを記載した書面を提示または交付
- ・労働者に支払う賃金等が市の定める「労務報酬下限額」を下回った場合、受注者及び受注関係者は、その差額分を労働者に支払う
- ・継続性のある業務委託や指定管理で、受注者が変更になった場合でも、継続雇用希望者は特段の事情がない限り雇用に努める
- ・労務台帳の整備
- ・立ち入り調査等への協力 など

6 条例に違反した場合の措置

- ・事業所等への立ち入り、聞き取り調査
- ・是正措置を講じ、報告を求める
- ・契約解除、指名停止、社名等公表
- ・損害賠償または違約金の支払い命令 など

7 条例施行後の検証体制

「直方市公契約審議会」

- ・市長の諮問機関
- ・委員5人以内、事業者、労働者及び学識経験者のうちから市長が委嘱
- ・任期3年
- ・労務報酬下限額や条例施行状況等を継続して検証

8 公契約条例対象案件の流れ 【資料 P3】

9 公契約条例の規定による賃金等の最低額（令和5年度） 【資料 P4】

◎ 公契約条例対象案件の流れ

「直方市公契約条例の手引き」より抜粋

	対 象 者	内 容	備 考
①	直方市	【公契約対象案件の発注】 ◆ 条件付一般競争入札の公告 ■ 指名通知書の通知	公契約条例対象案件であることを明示
②	入札参加者	◆ 上記公告書の受領・確認 ■ 上記通知書の受領・確認 条件付一般競争入札の申し込み	公契約条例対象案件であることを確認
③	直方市	条件付一般競争入札の参加資格確認	
④	入札参加者	見積・積算 ⇒ 入札	
⑤	直方市	落札者決定 契約書作成依頼	公契約条例用約款の添付
⑥	落札者	契約書作成	
⑦	直方市	契約書内容確認 ⇒ 契約書の受渡	公契約条例対象案件の説明
⑧	受注者	契約書受領 ⇒ 業務の履行 労働者等への周知 作業場等に掲示又は書面の交付 1. この条例が適用される契約であること 2. 労務報酬下限額 3. 申し出をする場合の連絡先 4. 労働者等が申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと	
⑨	労働者等	問合せ 申し出	文書により行うこと
⑩	受注者	報告	
⑪	直方市	立入検査 是正命令	労働者等から申し出があった場合、必要があると認める場合等 条例の規定に違反している場合
⑫	受注者	是正報告	是正命令を命じられた場合
⑬	直方市	公契約の解除 公表 損害賠償又は違約金の請求	是正命令に従わない場合等 公契約の解除をした場合 公契約の解除により損害が生じた場合又は受注者が条例に違反した場合

◎ 公契約条例の規定による賃金等の最低額（令和5年度）

1. 工事請負契約

(単位：円)

職 種	単 価	労務報酬 下 限 額	職 種	単 価	労務報酬 下 限 額		
1	特殊作業員	2,938	2,350	26	高級船員	3,838	3,070
2	普通作業員	2,600	2,080	27	普通船員	3,063	2,450
3	軽作業員	1,788	1,430	28	潜水士	4,950	3,960
4	造園工	2,538	2,030	29	潜水連絡員	3,225	2,580
5	法面工	3,263	2,610	30	潜水送気員	3,313	2,650
6	とび工	3,150	2,520	31	軌道工	3,950	3,160
7	石工	3,263	2,610	32	型わく工	3,038	2,430
8	ブロック工	3,138	2,510	33	大工	3,063	2,450
9	電工	2,925	2,340	34	左官	3,125	2,500
10	鉄筋工	3,013	2,410	35	配管工	2,638	2,110
11	鉄骨工	2,863	2,290	36	はつり工	2,813	2,250
12	塗装工	3,175	2,540	37	防水工	3,113	2,490
13	溶接工	3,350	2,680	38	板金工	2,963	2,370
14	運転手（特殊）	2,900	2,320	39	タイル工	3,388	2,710
15	運転手（一般）	2,575	2,060	40	サッシ工	3,688	2,950
16	潜かん工	4,438	3,550	41	内装工	3,113	2,490
17	潜かん世話役	5,500	4,400	42	ガラス工	3,075	2,460
18	さく岩工	3,938	3,150	43	建具工	2,338	1,870
19	トンネル特殊工	4,700	3,760	44	ダクト工	2,750	2,200
20	トンネル作業員	3,275	2,620	45	保温工	2,850	2,280
21	トンネル世話役	5,225	4,180	46	建築ブロック工	2,938	2,350
22	橋りょう特殊工	3,700	2,960	47	設備機械工	3,238	2,590
23	橋りょう塗装工	3,875	3,100	48	交通誘導警備員 A	1,850	1,480
24	橋りょう世話役	4,563	3,650	49	交通誘導警備員 B	1,663	1,330
25	土木一般世話役	3,263	2,610	-	-	-	-

2. 業務委託・指定管理協定

(単位：円)

労務報酬下限額	950
---------	-----

工事成績評定点 平均（平成30年度～令和4年度発注工事 しゅん工分）

総務委員会資料
令和 6年 2月 5日提出
資料2

年度	工事名	工事場所	契約金額 (税込み)	工期	受注者	その他	しゅん工 検査 年月日	工事成績
30	立岩交流センター建設工事	新立岩	354,240,000	H30.9.27～R元.8.30	鉄建建設（株）九州支店	建築 (市外)	元.8.30	79.6
元	穂波庁舎大規模改修工事	忠隈	177,210,000	R元.9.26～R2.3.24	大和興業（株）	建築 I (SI)	2.3.11	77.4
元	鯉田交流センター建設工事	鯉田	275,262,900	R2.3.17～R3.2.26	友信建設（株）	建築 I (SI)	3.2.26	78.0
2	飯塚市新体育館等建設工事	鯉田	3,483,704,400	R2.5.28～R5.3.10	安藤・間・九特興業特定建設工事共同 企業体	建築 J V (市外/S)	5.3.10	93.0
2	二瀬交流センター建設工事	横田	350,060,700	R2.9.25～R3.8.31	赤尾・西特定建設工事共同企業体	建築 J V (S/S・I)	3.8.20	90.0
2	筑穂保育所園舎建設工事	筑穂 元吉	311,334,100	R2.12.18～R3.10.29	大和・瑞建特定建設工事共同企業体	建築 J V (S/S・I)	3.9.28	88.0
3	幸袋交流センター建設工事	目尾	336,251,300	R3.9.27～R4.9.30	(株) サカヒラ	建築 S	4.9.28	80.0
4	(仮称) 楽市・平恒統合保育所園舎 建設工事	平恒	506,506,000	R4.9.28～R5.9.29	神崎建設（株）	建築 S	5.9.29	85.0

総合評価 平均【R元年度～R4年度】 (建築一式 1億5000万円以上)	84.5
---	------

※立岩交流センター建設工事を除く。(市外業者のみのため)

総合評価以外 平均【R元年度～R4年度】 (建築一式 130万円以上1億5000万円未満)	82.7
--	------

※随意契約、災害復旧工事除く。